

○中央区公衆浴場法施行条例

平成二十四年三月三十日

条例第十七号

改正 令和三年十月十五日条例第二十七号

(趣旨)

第一条 この条例は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第三項及び第三条第二項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 普通公衆浴場 温湯等を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

二 その他の公衆浴場 普通公衆浴場及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に規定する営業を行う公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

(設置場所の配置の基準)

第三条 法第二条第三項に規定する配置の基準は、公衆浴場の設置場所が既設の公衆浴場と二百メートル以上の距離（公衆浴場本屋の四壁中最近の部分間で測定する距離をいう。）を保たなければならない。ただし、土地の状況、構造設備、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、普通公衆浴場に適用するものとし、普通公衆浴場を除く公衆浴場については、適用しない。

3 その他の公衆浴場を普通公衆浴場に変更しようとするときは、第一項の規定を適用する。

(普通公衆浴場の構造設備の基準)

第四条 中央区の区域内（以下「区内」という。）の普通公衆浴場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場をそれぞれ区画して設けていること。

二 下足場に入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けていること。

三 脱衣室及び浴室を男子用と女子用とに区画して設けるとともに、その境界に障壁を設置すること等により、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造であること。

四 脱衣室及び浴室に換気のための開口部又は換気に有効な機械設備を設けていること。

- 五 脱衣室及び浴室に採光のための設備を設けていること。
  - 六 脱衣室及び浴室に室内を適温に保つために有効な設備を設けていること。
  - 七 脱衣室の床面積は、男女各十五平方メートル以上であること。
  - 八 脱衣室の床面をリノリウム等の不浸透性材料で施していること。
  - 九 脱衣室に入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けていること。
  - 十 脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に男子用及び女子用の入浴者用便所及び流水式手洗いを設けていること。
  - 十一 洗い場の床面積は、男女各十五平方メートル以上であること。
  - 十二 浴室の床面をタイル等の不浸透性材料で施し、滑りにくい仕上げにしていること。
  - 十三 洗い場に浴室の床面積五平方メートルにつき給湯栓及び給水栓を各一個以上設け、それぞれ湯又は水であることを表示していること。
  - 十四 洗い場に適当な勾配を設け、浴室内の使用後の湯水を屋外に完全に排出させる構造であること。
  - 十五 浴室内の浴槽の床面積は、男女各四平方メートル以上であること。
  - 十六 浴槽にタイル等の耐水材料を用い、浴槽内は入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない構造であること。
  - 十七 浴槽水の温度を明示するため、入浴者の見やすい位置に温度計を設けていること。
  - 十八 貯水槽及び調節槽に蓋を設けていること。
  - 十九 臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐため、排水溝、排水ます等を耐水材料で施していること。
  - 二十 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しない構造であること。
  - 二十一 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所に、灰、燃え殻等の飛散を防ぐため、蓋等を設けていること。
  - 二十二 入浴者用飲料水の設備を設けているときは、その旨の表示をしていること。
  - 二十三 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けていないこと。
- 2 区内の普通公衆浴場において、屋外に浴槽を設けている場合における当該浴槽に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 入浴者の数に相応した広さの浴槽を設けていること。
  - 二 浴槽に附帯する通路その他の入浴者が歩行する場所は、入浴者の安全管理上適当と認められる広さを有していること。
  - 三 浴槽に附帯する通路その他の入浴者が歩行する場所は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りができる構造であること。
  - 四 洗い場を設けていないこと。
  - 五 浴槽を男子用と女子用とに区画して設けるとともに、その境界に障壁を設置すること等により、

相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造であること。

3 区内の普通公衆浴場において、サウナ（蒸気、熱気等を使用して入浴するための室又は設備（第四号及び第五号並びに次条第一項第二号にあっては室に限る。）をいう。以下同じ。）を設けている場合における当該サウナの構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 サウナ内の温度を明示するため、温度計を設けていること。

二 サウナの床面及び入浴者が接触する箇所は、容易に清掃できる構造であること。

三 サウナの蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ等は、入浴者の身体に直接接触することのないようにしてあること。

四 サウナの換気に有効な給気口及び排気口を設けていること。

五 サウナ内の状態をサウナ外から見通すことができる窓その他サウナ内の状態を確認できる装置を設けていること。

4 区内の普通公衆浴場において、ろ過器その他の機器（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させる場合における当該ろ過器等の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 ろ過器は、浴槽水の水質を次条第二項第五号に規定する水質基準に適合させることができるろ過能力を有していること。

二 浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けていること。

三 ろ過器は、十分な逆洗浄ができる構造であること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

四 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

五 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

六 循環してろ過された湯水を浴槽の底部に近い部分から補給する構造であること。ただし、これにより難しい場合は、入浴者の湯水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するため、湯水を補給する位置に囲いを設置する等の有効な措置が講じられていること。

七 浴槽内の循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するため、堅固な金網又は目皿の設置等の有効な措置が講じられていること。

八 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

（普通公衆浴場における措置基準）

第五条 法第三条第二項に規定する措置の基準（以下「措置基準」という。）で、区内の普通公衆浴場の営業者が講じなければならない換気、採光、照明及び保温に必要なものは、次のとおりとする。

一 前条第一項第四号に規定する開口部又は機械設備により、脱衣室及び浴室の換気を行うこと。

二 サウナを設けている場合は、前条第三項第四号に規定する給気口及び排気口により、当該サウナ

の換気を行うこと。

三 前条第一項第五号に規定する設備により、脱衣室及び浴室の採光を得ること。

四 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において二十ルクス以上の照度を有すること。

五 前条第一項第六号に規定する設備により、脱衣室及び浴室を適温に保つこと。

2 区内の普通公衆浴場の営業者が講じなければならない清潔を保持するために必要な措置基準は、次のとおりとする。

一 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備の清掃又は洗浄を区規則で定める回数以上行うこと。

二 脱衣室及び便所の消毒を区規則で定める回数以上行うこと。

三 施設内のねずみ、衛生害虫等の生息状況の点検を区規則で定める回数以上行い、適切に防除すること。

四 洗い場及び排水溝の水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

五 浴槽水の水質基準を区規則で定める基準に適合させること。

六 浴槽の湯水を常に満杯に保つとともに、清浄な湯水を当該浴槽に十分に補給すること。

七 浴槽水の交換を区規則で定める回数以上行うとともに、浴槽を十分に清掃すること。

八 貯湯槽を使用するときは、貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

九 貯湯槽内の湯水を区規則で定める温度以上に保つことにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

十 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次のとおりとすること。

イ ろ過器のろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するための逆洗浄等を区規則で定める回数以上行い、かつ、内部の消毒を行うこと。

ロ 浴槽水を循環させるための配管の内部の消毒を区規則で定める回数以上行うこと。

ハ 集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去するための清掃を区規則で定める回数以上行うこと。

ニ 塩素系薬剤により浴槽水の消毒を行い、当該浴槽水の遊離残留塩素を区規則で定める濃度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ 浴槽水の水質検査を区規則で定める回数以上行うこと。

十一 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

十二 第八号から前号までに規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、当該記録に係る書類を三年間保存すること。

十三 貯水槽及び調節槽の内部の点検を定期的に行い、各槽内の清掃及び消毒を適宜行うこと。

十四 飲料水については、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第一項各号に定める要件がそれぞれ水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由させないこと。

3 前二項各号に掲げるもののほか、区内の普通公衆浴場の営業者が講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置基準は、次のとおりとする。

一 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真若しくは広告を掲げ、物品を置き、又は装飾設備を設けないこと。

二 タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときは、この限りでない。

三 七歳以上の男女を混浴させないこと。

四 物品の販売を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。

（その他の公衆浴場の構造設備の基準）

第六条 区内のその他の公衆浴場の構造設備の基準は、第四条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号から第二十三号まで、同条第三項各号並びに同条第四項各号に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けていること。

二 脱衣室及び浴室は、入浴者の数に相応した広さを有していること。

三 浴室内に浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに入浴者の数に相応した数の給湯栓及び給水栓を設けていること。

四 屋外に浴槽を設けているときは、第四条第二項各号に規定する基準に準じた構造であること。

五 入浴者の用に供する施設がある各階に、入り口から男子用と女子用とを区別した入浴者用便所及び流水式手洗いを設けていること。

（その他の公衆浴場における措置基準）

第七条 区内のその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置基準は、第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項各号並びに同条第三項各号に規定する基準とする。

（管理者の設置）

第八条 営業者は、普通公衆浴場又はその他の公衆浴場（以下「普通公衆浴場等」という。）の衛生上

の維持管理を適正に行うため、普通公衆浴場等ごとに管理者を置かなければならない。ただし、同一の営業者が経営する普通公衆浴場等が近接する場合であって、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、複数の普通公衆浴場等の管理者を同一人が兼務することができる。

(構造設備の基準の特例)

第九条 第四条第一項及び第六条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては第四条第一項第七号、第十一号、第十三号及び第十五号に規定する基準について、その他の公衆浴場の営業者にあつては第四条第一項第三号並びに第六条第四号（第四条第二項第五号に準じる部分に限る。）及び第五号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中央区公衆浴場法施行条例第四条第四項第八号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の許可（以下「許可」という。）の申請（以下「許可申請」という。）に係る普通公衆浴場又はその他の公衆浴場（以下「普通公衆浴場等」という。）について適用し、施行日前の許可申請に係る普通公衆浴場等については、なお、従前の例による。ただし、施行日前に許可をされた普通公衆浴場等（施行日において現になされている許可申請について施行日以後に許可をされた普通公衆浴場等を含む。以下同じ。）について、施行日以後に増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

3 施行日前に許可をされた普通公衆浴場等であつて、施行日以後に法第二条第一項に規定する営業者の変更による許可申請がされた普通公衆浴場等の許可に係る基準については、なお、従前の例によることができる。